

田布施町高齢者福祉タクシー利用助成 ～Q&A～

Q 申請の方法を教えてください

A 担当の民生委員または町健康保険課長寿支援係が所持する申請書に必要事項を記入してください。申請後、町が審査し、約1週間後に決定または却下の通知が届きます。

Q 対象者2（日中のみ高齢者世帯）の条件を詳しく教えてください

A 75歳未満の同居者が働いている場合は、始業時間が午前9時～10時程度、終業時間が午後4時～5時程度の条件で週5日程度、働いている場合に、対象者2（日中のみ高齢者世帯）に該当します。判断が難しい場合は長寿支援係にご相談ください。
※民生委員さんに聞き取り等による現況調査をお願いしています。

Q タクシー券の助成を受けていますが、買い物送迎サービスも利用できますか？

A できます。例えば行きは買い物送迎サービスを利用して、帰りは時間が合わないのでタクシー券を使ってタクシーで帰るといった使い方などもできます。

Q タクシー券を使用して家族や友人が同乗してもいいですか？

A 他の人も同乗いただけます。なお、対象者が2名以上で乗車する場合は、各自1枚を限度に基本料金額として使用することができます。

Q 運転免許証を返納したのですが、遠方に住む家族が帰省の際に車を利用するので車を処分したくありません

A 車の所有は問いません。車を処分しなくても対象となります。

Q 夫は運転免許証を返納したのですが、妻が単車に乗ります。夫だけでも助成の対象になりませんか？

A ご使用の単車が50cc以下でしたら、夫は助成の対象になります。

Q 75歳未満の同居家族がいますが車の免許を持っていません。助成の対象になりますか？

A 75歳未満の同居家族に障害など特別な事情がある場合は、該当することがありますので、長寿支援係に相談してください。

Q 配偶者は車を運転しますが入院しました。タクシー券は申請できますか？

A 配偶者が入院中は対象となります。

Q 入院や施設入所した場合は、タクシー券を返却しないといけませんか？

A 入院期間中は利用できません。入院等の期間が概ね3ヶ月を超える場合は返却をお願いします。退院された場合は1月当たり4枚分を交付します。

Q 息子夫婦と同居することになった場合はどうなりますか？

A 返却をお願いします。

Q 他市町へ転出した場合はどうなりますか？

A 転出後は使用できません。返却または処分をしてください。

Q 助成対象者が亡くなりました。どうすればいいですか？

A 町役場に死亡の手続きに来られる際に残りの券を返却いただくか処分して下さい。

Q タクシー券を他人に譲渡することは出来ますか？

A できません。本人以外は使用できません。